

急 告

平成 27 年 8 月
一般財団法人 日本自動車査定協会
(公 印 省 略)

関 係 各 位

輸出中古自動車における前照灯（ヘッドライト）検査について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、自動車検査法人から平成27年9月1日より、平成10年9月1日以降に製作された自動車の前照灯試験について、原則、すれ違い用前照灯(ロービーム)により検査を実施する旨が発表されました。

つきましては、現在、当協会の輸出検査にて行っている前照灯（ヘッドライト）検査を自動車検査法人と同様に平成 27 年 9 月 1 日より、原則、すれ違い用前照灯(ロービーム)により検査を実施することと致しますので、タンザニア以外の仕向国の輸出検査をお申込みいただく際には、すれ違い用前照灯(ロービーム)の調整を行って頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用範囲

タンザニア以外の仕向け国

※タンザニア向け輸出検査は、TBS 基準 (TZS:698) により走行用前照灯（ハイビーム）での検査と定められております。

2. 適用基準

自動車検査独立行政法人 審査事務規程 4-58、5-58 に準ずる。

以上